ロ　イ(2)の意見の根拠
ハ　財務諸表等規則第二百三十六条（連結財務諸表規則第二百二十三条において準用する場合を含む。）の規定による注記に係る事項
［ニ～ト　略］
三　期中レビュー報告書　次に掲げる事項
イ　期中レビューを実施した公認会計士又は監査法人の結論に関する次に掲げる事項
(1)　当該結論に係る期中レビューの対象となつた第一種中間財務諸表等の範囲
(2)　期中レビューの対象となつた第一種中間財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該第一種中間財務諸表等に係る中間会計期間（第一種中間連結財務諸表の場合には、中間連結会計期間。第十七項各号及び第十八項第四号において同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかつたかどうかについての結論
ロ　イ(2)の結論の根拠
ハ　財務諸表等規則第百四十九条（連結財務諸表規則第百二十条において準用する場合を含む。）の規定による注記に係る事項
［ニ・ホ　略］
ヘ　期中レビューを実施した公認会計士又は監査法人の責任
ト　［略］

2　法第五条第一項又は第二十四条第一項若しくは第三項の規定により有価証券の発行者が初めて提出する届出書又は有価証券報告書に含まれる指定国際会計基準（連結財務諸表規則第三百十二条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この条において同じ。）若しくは修正国際基準（連結財務諸表規則第三百十四条に規定する修正国際基準をいう。以下この条において同じ。）に準拠して作成した連結財務諸表又は米国式連結財務諸表（連結財務諸表規則第三百十六条に規定する米国式連結財務諸表をいう。）の監査を実施した公認会計士又は監査法人が作成する監査報告書に、比較情報（連結財務諸表規則第八条の三に規定する比較情報に相当するものをいう。）に関する事項を記載する場合には、前項第一号に定める事項に、当該連結財務諸表又は米国式連結財務諸表に係る連結会計年度の前連結会計年度に関する事項を含めて記載するものとする。

3　第一項第一号イ(2)の意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。
［一・二　略］
三　第一項第一号イ(2)の意見が前項第二号に掲げる意見の区分である場合には、次のイ又はロに掲げる事項
［イ・ロ　略］

4　第一項第一号ロの意見の根拠は、次に掲げる事項について記載するものとする。
［一～三　略］

ロ　イ(2)に掲げる意見の根拠
ハ　中間財務諸表等規則第五条の十八（中間連結財務諸表規則第十七条の十四において準用する場合を含む。）の規定による注記に係る事項
［ニ～ト　同上］
三　四半期レビュー報告書　次に掲げる事項
イ　四半期レビューを実施した公認会計士又は監査法人の結論に関する次に掲げる事項
(1)　当該結論に係る四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等の範囲
(2)　四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準に準拠して、当該四半期財務諸表等に係る四半期会計期間等（四半期会計期間及び四半期財務諸表等規則第三条第六号に規定する四半期累計期間をいう。以下同じ。）（四半期連結財務諸表の場合には、四半期連結会計期間等（同条第五号に規定する四半期連結会計期間及び同条第七号に規定する四半期連結累計期間をいう。）。以下同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかつたかどうかについての結論
ロ　イ(2)に掲げる結論の根拠
ハ　四半期財務諸表等規則第二十一条（四半期連結財務諸表規則第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による注記に係る事項
［ニ・ホ　同上］
ヘ　四半期レビューを実施した公認会計士又は監査法人の責任
ト　［同上］

2　法第五条第一項又は第二十四条第一項若しくは第三項の規定により有価証券の発行者が初めて提出する届出書又は有価証券報告書に含まれる指定国際会計基準（連結財務諸表規則第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この条において同じ。）若しくは修正国際基準（連結財務諸表規則第九十四条に規定する修正国際基準をいう。以下この条において同じ。）に準拠して作成した連結財務諸表又は米国式連結財務諸表（連結財務諸表規則第九十五条に規定する米国式連結財務諸表をいう。）の監査を実施した公認会計士又は監査法人が作成する監査報告書に、比較情報（連結財務諸表規則第八条の三に規定する比較情報に相当するものをいう。）に関する事項を記載する場合には、前項第一号に定める事項に、当該連結財務諸表又は米国式連結財務諸表に係る連結会計年度の前連結会計年度に関する事項を含めて記載するものとする。

3　第一項第一号イ(2)に掲げる意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。
［一・二　同上］
三　第一項第一号イ(2)に掲げる意見が前項第二号に掲げる意見の区分である場合には、次のイ又はロに掲げる事項
［イ・ロ　同上］

4　第一項第一号ロに掲げる意見の根拠は、次に掲げる事項について記載するものとする。
［一～三　同上］